

税金よもやま話

第
82
回

東京地方税理士会 藤沢支部
税理士 飯島健広

所得拡大促進税制の一部要件緩和について

所得拡大促進税制は、個人の所得水準の底上げを促進するために平成25年度の税制改正により創設されました。この税制は26年度の税制改正で延長・拡充が行われましたが、企業の賃上げをより一層後押しするため、27年度もさらに一部要件緩和がされることとなりました。

所得拡大促進税制の適用を受けるには、次の3つの要件をすべて満たす必要があります。

- I. 当期の雇用者給与等支給増加額／基準雇用者給与等支給額（注1） \geq 一定の割合（注2）
- II. 当期の雇用者給与等支給額 \geq 前期の雇用者給与等支給額
- III. 当期の平均給与等支給額 $>$ 前期の平均給与等支給額

（注1）基準雇用者給与等支給額とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度（基準事業年度）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額のことを言います。基準事業年度は、一般的な3月決算法人の場合、平成25年3月期となるケースが多いかと思われます。

（注2）判定に使用される割合（増加割合）は下表のとおりです。赤字部分が平成27年度の改正点です。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
中小企業者等	2%	2%	3%	5%→3%	5%→3%
上記以外	2%	2%	3%	5%→4%	5%

今回の改正では、雇用者給与等支給増加割合（上記I）の要件が緩和されました。

また、平成25年4月1日以後に設立された法人の場合についても特例が設けられています。上記のような新設法人の場合の基準雇用者給与等支給額は、基準事業年度がないため、最も古い事業年度（設立の日を含む事業年度）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額の70%相当額と規定されています。（ただし、合併や分割等により設立された法人を除きます。）

この規定により上記の新設法人の設立事業年度については、雇用者給与等支給額が1円でもあれば、適用要件Iを満たすこととなります。さらに、適用要件II、IIIについては、設立事業年度の前期がないため、前期の雇用者給与等支給額や平均給与等支給額が0となる等の扱いとなり、必ず満たすこととなります。

所得拡大促進税制の適用を受けることができれば、雇用者給与等支給増加額の10%相当額の税額控除（ただし、適用年度の法人税額の10%（中小企業等の場合は20%）を限度）を受けられます。このように大きな効果が期待できる一方、雇用促進税制との選択適用である等、他にも注意点があります。適用をご検討される際は、税理士又は東京地方税理士会藤沢支部へご相談ください。

税理士にたずねてみよう 確かめよう

**税金のことは税理士にご相談ください
にせ税理士にご注意を**